

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年2月18日提出
【計算期間】	第8期（自 2020年11月20日 至 2021年11月19日）
【ファンド名】	りそな・JPX日経400オープン
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ローラン・ベルティオ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	青木 章人
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-9023
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託は、JPX日経インデックス400（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

② ファンドの特色

① JPX日経インデックス400（配当込み）に連動する投資成果をめざします。

◆JPX日経インデックス400（配当込み）が上昇する場合には基準価額も連動して同程度の比率で上昇し、同指数が下落する場合には基準価額も連動して同程度の比率で下落することを目指します。ただし、ファンドの基準価額がJPX日経インデックス400（配当込み）の動きと乖離することがあります。

② JPX日経インデックス400（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用する「アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます）を主要投資対象とします。

◆主として、マザーファンドへの投資を通じて、日本の金融商品取引所の上場株式に投資します。
なお、株式等に直接投資することもあります。運用にあたっては「BARRA日本株式モデル」を活用し、ポートフォリオの構築および管理を行います。

③ 株式の組入比率は原則として高位に保ちます。

◆株式の実質投資割合は原則100%程度とします。

JPX日経インデックス400とは

JPX日経インデックス400（略称：JPX日経400）とは、資本の効率的活用や投資者を意識した経営観点など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たした、「投資者にとって投資魅力の高い会社」で構成される株価指数です。

●JPX日経インデックス400は、東京証券取引所上場株式（市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ）[※]の中から、時価総額、売買代金、資本効率の高さを示すROE（自己資本利益率）等を基に、選定された銘柄を算出対象とします。

※2022年4月4日に東京証券取引所の市場は再編され市場区分が変更される予定です。

●JPX日経インデックス400の算出対象数は、原則として400銘柄です。ただし、当銘柄数は、8月の定期入替時において適用され、その後の上場廃止等によって株価指数の算出対象数は、一時的に400銘柄数を下回ることがあります。

●定期入替は年に1回（8月）行います。

●起算日は2013年8月30日で、基準値は10,000です。

・「JPX日経インデックス400」は、株式会社日本取引所グループおよび株式会社東京証券取引所（以下、総称して「JPXグループ」といいます）ならびに株式会社日本経済新聞社（以下、「日経」といいます）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、JPXグループおよび日経は、「JPX日経インデックス400」自体および「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有します。

・「JPX日経インデックス400」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべてJPXグループおよび日経に帰属します。

・「りそな・JPX日経400オープン」は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、JPXグループおよび日経は、その運用および「りそな・JPX日経400オープン」の取引に関して、一切の責任を負いません。

・JPXグループおよび日経は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して責任を負いません。

・JPXグループおよび日経は、「JPX日経インデックス400」の構成銘柄、計算方法、その他「JPX日経インデックス400」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有します。

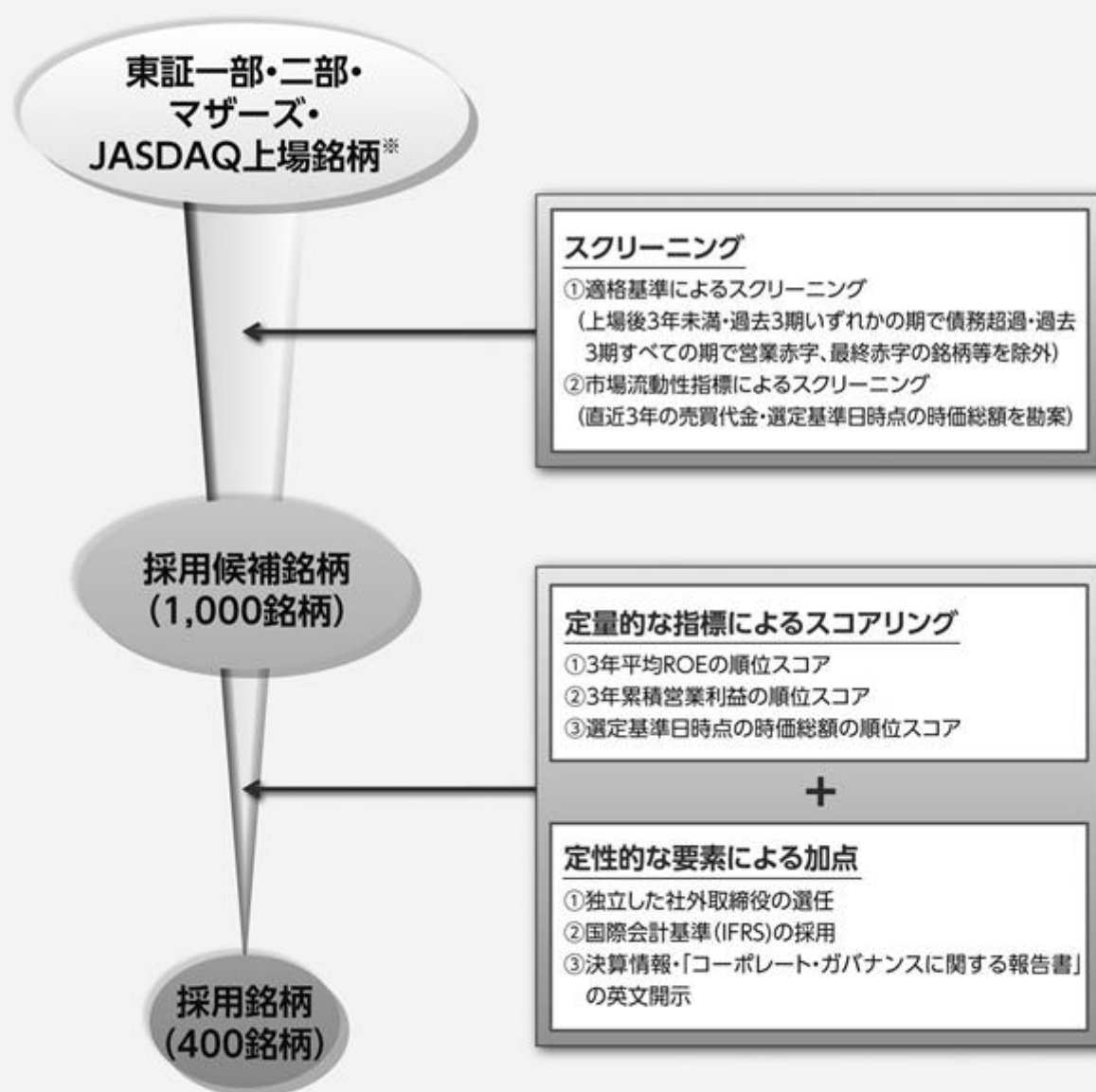
◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

JPX日経インデックス400とは

JPX日経インデックス400は、資本の効率的活用や投資者を意識した経営観点など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たした、「投資者にとって投資魅力の高い会社」で構成される株価指数です。

インデックス構成銘柄の選定プロセス（イメージ図）



※2022年4月4日に東京証券取引所の市場は再編され市場区分が変更される予定です。

出所：日本取引所グループのホームページ等の情報に基づき、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。
上記は銘柄選定方法のすべてを網羅したものではありません。
上記は当資料作成時点で取得可能な情報に基づくものであり、今後変更となる場合があります。
上記は、例示をもって理解を深めて頂くことを目的としたイメージ図です。

追加的記載事項

ROE*（自己資本利益率）について *Return On Equity(リターン・オン・エクイティ)の頭文字

自己資本（株主が出資した資金）に対してどれだけの収益を生み出したかを示す指標です。ROEの数値が高い企業は株主の出資分に対する収益が大きいいため、株主にとっての価値が高い魅力的な投資先といえます。

$$\text{ROE（自己資本利益率）} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本}} \times 100$$

日本の主な株価指数について（2021年11月末現在）

指 数	構成銘柄	銘柄数	起算日、基準値	算出開始
JPX日経 インデックス400	東証上場全銘柄のうちROE等の 指標が選定基準を満たした銘柄	400	2013年8月30日 10,000	2014年1月6日
東証株価指数 (TOPIX) ^{※1}	東証第一部上場の全銘柄	2,182	1968年1月4日 100	1969年7月1日
日経平均株価 (日経225)	東証第一部上場銘柄 ^{※2} から選定 された銘柄	225	—	1950年9月7日

※1 2022年4月以降、TOPIXの算出ルールは変更となる予定です。

※2 2022年4月4日より「東京証券取引所プライム市場上場銘柄」に変更となる予定です。

出所：日本取引所グループのホームページおよび日本経済新聞社のデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。
上記は過去のデータに基づくものであり、今後変更となる場合があります。

③ ファンドの商品分類

ファンドは、追加型投信／国内／株式／インデックス型に属します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象 インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	日経225
	年2回	日本		TOPIX
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	その他 (JPX日経インデックス400 (配当込み))
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般)) ※		中南米		
		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()	日々	エマージング		
	その他 ()			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 （投資信託証券 （株式 一般））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式 一般（大型株・中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。）を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
その他 （JPX 日経 イン デックス400（配 当込み））	目論見書または投資信託約款において、日経225、TOPIXにあてはまらないすべてのもののうち、JPX日経インデックス400（配当込み）とするものをいいます。

※ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

＊前記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

- ④ ファンドは3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2014年1月22日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

ファンドはファミリーファンド方式[※]で運用を行います。ファンドの仕組みは以下のとおりです。

※ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

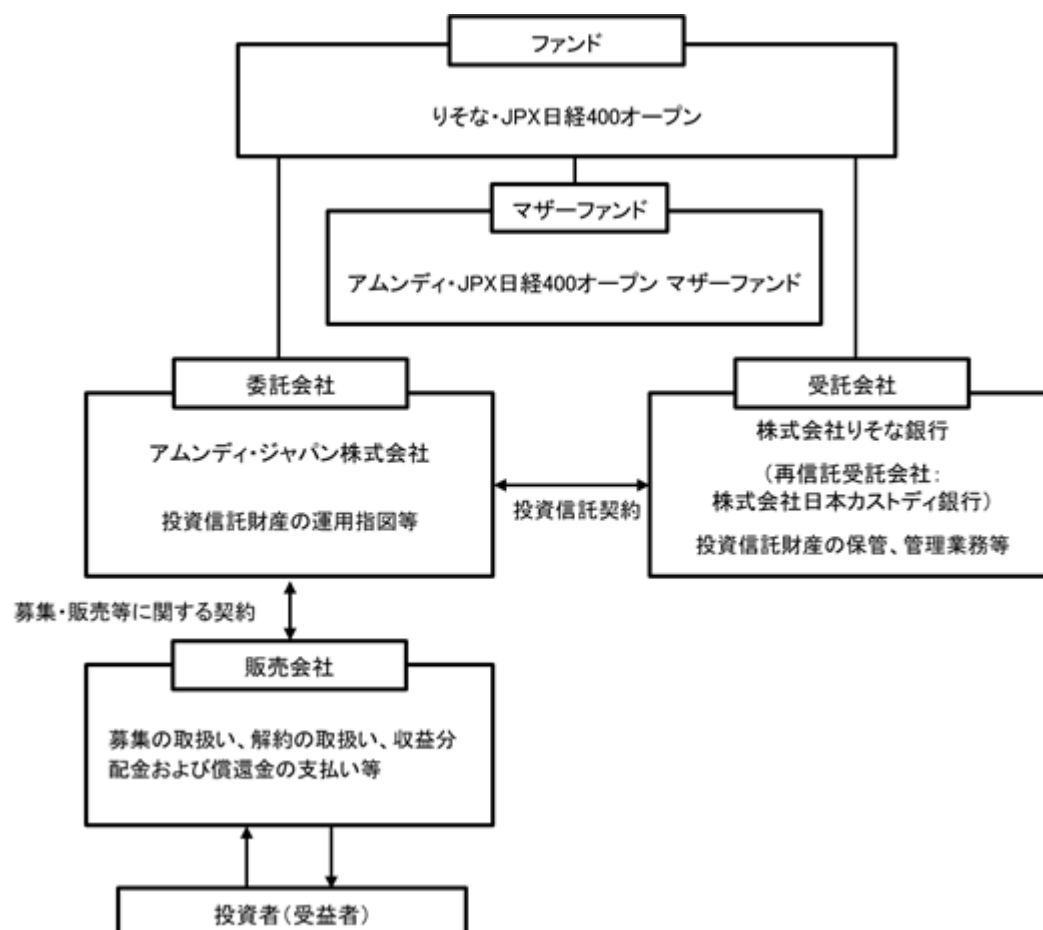
[イメージ図]



- ・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ・運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下のとおりです。



《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約

《委託会社の概況》

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 1980年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	アムンディ・アセットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り90	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 運用方針

この投資信託は、JPX日経インデックス400（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

② 投資態度

- 1) 主として、アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）に投資し、JPX日経インデックス400（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。このほか、株式等に直接投資することがあります。
- 2) マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持します。
- 3) 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。JPX日経インデックス400（配当込み）との連動率の向上をはかるため、一時的に株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 4) 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 5) 上記にかかわらず、資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限ります。）にかかる権利

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主としてアムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前記1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」とします。
- ③ 委託会社は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、前記③の1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額が投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きま

す。）の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額が投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑦ 前記⑤および⑥において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

マザーファンド概要

アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド

設定日：2014年1月22日

1. 基本方針

この投資信託は、JPX日経インデックス400（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① 主として、わが国の金融商品取引所の上場株式に投資することにより、JPX日経インデックス400（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ② 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあり、このため株式の投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の投資総額の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ③ 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ④ 上記にかかわらず、資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

- ① 株式の投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等は投資信託約款の範囲で行います。
- ⑨ スワップ取引は投資信託約款の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡し取引は投資信託約款の範囲で行います。
- ⑪ デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

- ⑫ 前記①から⑩の規定に関わらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

（３）【運用体制】

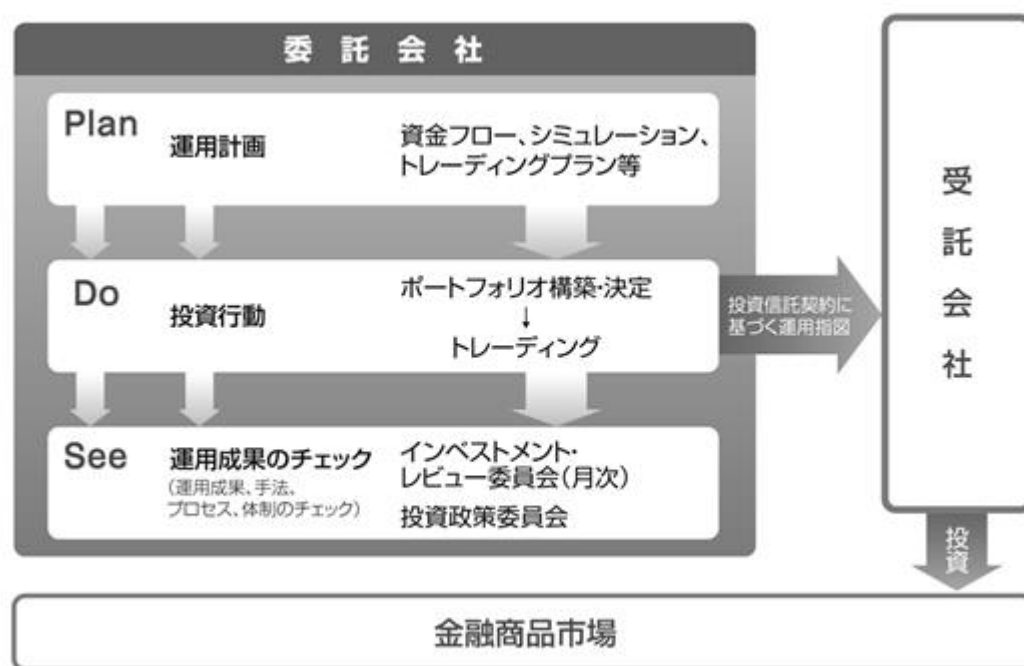
① 投資戦略の決定および運用の実行

CIO（最高運用責任者）に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

② 運用結果の評価

月次で開催するインベストメント・レビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



＊委託会社の運用成果のチェック・・・インベストメント・レビュー委員会（8名以上）、
投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規程

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則として年1回、毎年11月19日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

（a）分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（b）分配対象額についての分配方針

分配金額は、分配対象額の範囲で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（c）留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配

（a）投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

（b）毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③ 収益分配金の支払

（a）収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（b）前記(a)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。

（c）受益者が、収益分配金について前記(a)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（５）【投資制限】

① ファンドの投資信託約款で定める投資制限

- １）株式の実質投資割合には制限を設けません。
- ２）外貨建資産への投資は行いません。
- ３）新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ４）同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。
- ５）同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ６）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ７）投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ８）有価証券先物取引等は投資信託約款の範囲で行います。
- ９）スワップ取引は投資信託約款の範囲で行います。
- 10）金利先渡取引は投資信託約款の範囲で行います。
- 11）デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 12）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

② 法令等に基づく投資制限

同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託および投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。こうした影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③ 流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために株式を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。また、市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できないことや投資対象の市場規模の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

④ 有価証券先物取引等に伴うリスク

株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

⑤ 価格乖離リスク

ファンドは、JPX日経インデックス400（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、次の理由により基準価額の動きがJPX日経インデックス400（配当込み）の動きと乖離する場合があります。

1. JPX日経インデックス400の構成銘柄を全て組入れない場合があること
2. 株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除による影響
3. 運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響
4. 株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買執行上の影響
5. 追加設定、解約に伴う株式の買付、売却価格と終値の差による影響
6. 株式売買委託手数料および先物売買手数料等を負担することによる影響

◆**基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。**

(2) その他の留意点

① ファンドの繰上償還

ファンドは、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

② 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

③ ファミリーファンド方式の留意点

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを他のファンド（ベビーファンド）が投資対象としている場合、当該他のファンドにおいて追加設定または一部解約等に伴う資金変動等があり、その結果として当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

④ 換金の中止

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、換金申込みの受付が中止されることがあります。

⑤ 流動性リスクに関する留意事項

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中は信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) リスク管理体制

アムンディ・ジャパン株式会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行っております。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告しております。

・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理しており、定期的にリスク委員会に報告しております。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じております。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

流動性リスクについては次の通りモニタリングおよび管理を行います。

- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

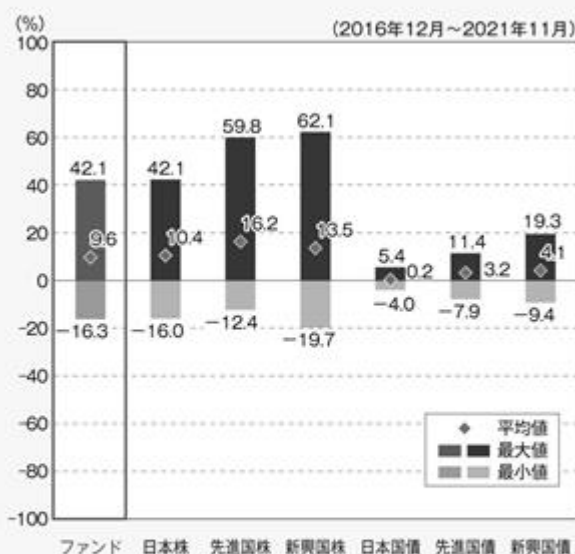
※ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①のグラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②のグラフは、2016年12月から2021年11月までの5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数^①で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

※2022年4月以降、TOPIXの算出ルールは変更となる予定です。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
1.1%（税抜1.00%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。



（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、投資信託財産の日々の純資産総額に対し年率0.66%（税抜0.60%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

（信託報酬の配分）

支払先	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.27%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.30%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.03%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

- ② 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

◆上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

（４）【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（投資信託財産の財務諸表の監査費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
- ② 委託会社は、前記①の信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ③ 前記②において信託事務の処理等に要する諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。
- ④ 組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

※その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2021年9月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税[※]または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税[※]が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

※ 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除が適用される場合があります。

*公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本について

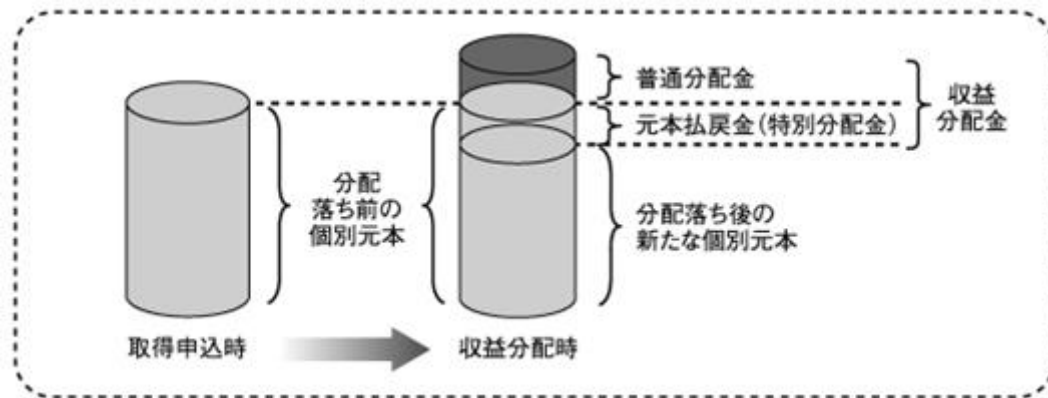
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）※を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「④ 収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は2021年11月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（１）【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,202,901,926	99.98
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	519,311	0.01
合計（純資産総額）		3,203,421,237	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。以下同じ。

<参考情報>

「アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	3,137,157,650	97.94
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	65,787,701	2.05
合計（純資産総額）		3,202,945,351	100.00

その他の資産の投資状況

種類	国/地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	日本	大阪	J P X日経インデックス400先物	買建	37	円	68,192,720	63,362,500	1.97

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド	1,821,797,353	1.8649	3,397,470,303	1.7581	3,202,901,926	99.98

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.98
合計		99.98

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

＜参考情報＞

「アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド」

①投資有価証券の主要銘柄（評価額上位30銘柄）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	9,400	7,593.00	71,374,200	6,901.00	64,869,400	2.02
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	4,400	14,345.00	63,118,000	13,825.00	60,830,000	1.89
3	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1,000	62,820.00	62,820,000	59,840.00	59,840,000	1.86
4	日本	株式	HOYA	精密機器	3,200	18,965.00	60,688,000	18,020.00	57,664,000	1.80
5	日本	株式	キーエンス	電気機器	800	74,640.00	59,712,000	70,330.00	56,264,000	1.75
6	日本	株式	日本電産	電気機器	4,000	13,460.00	53,840,000	13,000.00	52,000,000	1.62
7	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	16,300	3,184.00	51,899,200	3,125.00	50,937,500	1.59
8	日本	株式	日立製作所	電気機器	7,500	7,289.00	54,667,500	6,688.00	50,160,000	1.56
9	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	24,500	2,132.50	52,246,250	2,001.00	49,024,500	1.53
10	日本	株式	ダイキン工業	機械	2,100	24,965.00	52,426,500	23,150.00	48,615,000	1.51
11	日本	株式	信越化学工業	化学	2,400	20,235.00	48,564,000	19,000.00	45,600,000	1.42
12	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	73,100	637.20	46,579,320	601.40	43,962,340	1.37
13	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	11,200	3,887.00	43,534,400	3,703.00	41,473,600	1.29
14	日本	株式	三菱商事	卸売業	11,900	3,492.00	41,554,800	3,391.00	40,352,900	1.25
15	日本	株式	村田製作所	電気機器	4,800	8,951.00	42,964,800	8,380.00	40,224,000	1.25
16	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	12,900	3,324.00	42,879,600	3,101.00	40,002,900	1.24
17	日本	株式	KDDI	情報・通信業	11,700	3,410.00	39,897,000	3,300.00	38,610,000	1.20
18	日本	株式	SMC	機械	500	77,120.00	38,560,000	72,650.00	36,325,000	1.13
19	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	11,100	3,386.00	37,584,600	3,260.00	36,186,000	1.12
20	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	11,900	3,227.00	38,401,300	3,031.00	36,068,900	1.12
21	日本	株式	第一三共	医薬品	12,700	2,995.00	38,036,500	2,824.50	35,871,150	1.11
22	日本	株式	任天堂	その他製品	700	51,940.00	36,358,000	50,100.00	35,070,000	1.09
23	日本	株式	三井物産	卸売業	12,700	2,698.50	34,270,950	2,557.00	32,473,900	1.01
24	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	1,800	19,230.00	34,614,000	17,840.00	32,112,000	1.00
25	日本	株式	ファナック	電気機器	1,400	23,355.00	32,697,000	22,245.00	31,143,000	0.97
26	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	5,400	5,910.00	31,914,000	5,708.00	30,823,200	0.96
27	日本	株式	デンソー	輸送用機器	3,600	9,031.00	32,511,600	8,331.00	29,991,600	0.93
28	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	6,300	4,821.00	30,372,300	4,554.00	28,690,200	0.89
29	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	4,700	6,856.00	32,223,200	6,030.00	28,341,000	0.88
30	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	20,200	1,458.50	29,461,700	1,402.00	28,320,400	0.88

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	株式	水産・農林業	0.04
		鉱業	0.24
		建設業	2.32
		食料品	3.64
		繊維製品	0.35
		パルプ・紙	0.20
		化学	7.53
		医薬品	6.10
		石油・石炭製品	0.52
		ゴム製品	0.81
		ガラス・土石製品	0.76
		非鉄金属	0.61
		金属製品	0.35
		機械	5.84
		電気機器	19.30
		輸送用機器	6.34
		精密機器	3.65
		その他製品	1.77
		電気・ガス業	1.13
		陸運業	1.64
		海運業	0.48
		倉庫・運輸関連業	0.00
		情報・通信業	7.67
		卸売業	5.69
		小売業	3.74
		銀行業	4.70
		証券、商品先物取引業	0.84
		保険業	2.47
		その他金融業	1.39
		不動産業	2.14
		サービス業	5.53
合計			97.94

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

種類	国/ 地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	日本	大阪	J P X日経インデックス4 0 0先物	買建	37	円	68,192,720	63,362,500	1.97

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場
場で評価しております。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2021年11月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（2014年11月19日）	7,163,096,865	7,163,096,865	1.1026	1.1026
第2期計算期間末（2015年11月19日）	11,071,172,917	11,071,172,917	1.2646	1.2646
第3期計算期間末（2016年11月21日）	11,288,530,948	11,288,530,948	1.1503	1.1503
第4期計算期間末（2017年11月20日）	5,282,303,671	5,282,303,671	1.4059	1.4059
第5期計算期間末（2018年11月19日）	4,864,421,899	4,864,421,899	1.3257	1.3257
第6期計算期間末（2019年11月19日）	4,405,810,509	4,405,810,509	1.4090	1.4090
第7期計算期間末（2020年11月19日）	3,337,103,625	3,337,103,625	1.4826	1.4826
第8期計算期間末（2021年11月19日）	3,400,110,439	3,400,110,439	1.7712	1.7712
2020年11月末日	3,332,496,748	—	1.5108	—
12月末日	3,373,029,120	—	1.5488	—
2021年 1月末日	3,288,744,620	—	1.5549	—
2月末日	3,298,499,120	—	1.5985	—
3月末日	3,483,848,552	—	1.6819	—
4月末日	3,375,373,673	—	1.6321	—
5月末日	3,471,084,794	—	1.6591	—
6月末日	3,337,463,404	—	1.6715	—
7月末日	3,269,860,456	—	1.6275	—
8月末日	3,367,370,501	—	1.6834	—
9月末日	3,359,517,810	—	1.7569	—
10月末日	3,325,503,244	—	1.7311	—
11月末日	3,203,421,237	—	1.6693	—

②【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 2014年 1月22日 至 2014年11月19日	0.0000
第2期計算期間	自 2014年11月20日 至 2015年11月19日	0.0000
第3期計算期間	自 2015年11月20日 至 2016年11月21日	0.0000
第4期計算期間	自 2016年11月22日 至 2017年11月20日	0.0000
第5期計算期間	自 2017年11月21日 至 2018年11月19日	0.0000
第6期計算期間	自 2018年11月20日 至 2019年11月19日	0.0000
第7期計算期間	自 2019年11月20日 至 2020年11月19日	0.0000
第8期計算期間	自 2020年11月20日 至 2021年11月19日	0.0000

③【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 2014年 1月22日 至 2014年11月19日	10.3
第2期計算期間	自 2014年11月20日 至 2015年11月19日	14.7
第3期計算期間	自 2015年11月20日 至 2016年11月21日	△9.0
第4期計算期間	自 2016年11月22日 至 2017年11月20日	22.2
第5期計算期間	自 2017年11月21日 至 2018年11月19日	△5.7
第6期計算期間	自 2018年11月20日 至 2019年11月19日	6.3
第7期計算期間	自 2019年11月20日 至 2020年11月19日	5.2
第8期計算期間	自 2020年11月20日 至 2021年11月19日	19.5

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 2014年 1月22日 至 2014年11月19日	17,680,782,507	11,184,179,382	6,496,603,125
第2期計算期間	自 2014年11月20日 至 2015年11月19日	12,773,202,258	10,515,225,275	8,754,580,108
第3期計算期間	自 2015年11月20日 至 2016年11月21日	4,027,767,356	2,969,199,025	9,813,148,439
第4期計算期間	自 2016年11月22日 至 2017年11月20日	1,549,881,797	7,605,913,009	3,757,117,227
第5期計算期間	自 2017年11月21日 至 2018年11月19日	1,038,882,714	1,126,579,958	3,669,419,983
第6期計算期間	自 2018年11月20日 至 2019年11月19日	387,485,910	929,906,992	3,126,998,901
第7期計算期間	自 2019年11月20日 至 2020年11月19日	312,003,052	1,188,137,023	2,250,864,930
第8期計算期間	自 2020年11月20日 至 2021年11月19日	291,035,913	622,245,496	1,919,655,347

（注1）全て本邦内におけるものです。

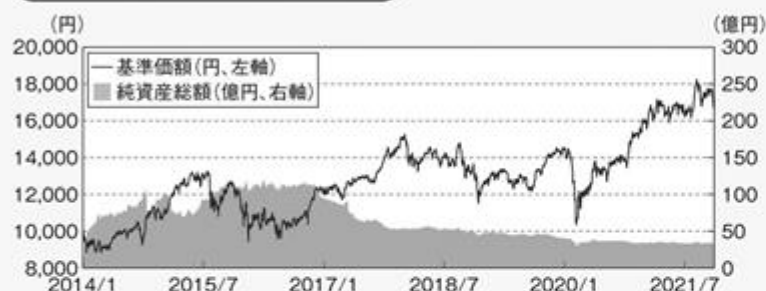
（注2）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

(参考情報)

運用実績

2021年11月末日現在

基準価額・純資産の推移



* 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	16,693円	純資産総額	32.0億円
------	---------	-------	--------

分配の推移

決算日	分配金
4期(2017年11月20日)	0円
5期(2018年11月19日)	0円
6期(2019年11月19日)	0円
7期(2020年11月19日)	0円
8期(2021年11月19日)	0円
設定以来累計	0円

* 分配金は1万口当たり・税引前です。

* 直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

[ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄、組入上位10業種はマザーファンド（アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド）のポートフォリオの状況を記載しています。]

◆資産配分

資産	比率(%)
国内株式	97.93
現金・他	2.07
合計	100.00

* 比率は純資産総額に対する実質投資割合です。

* 四捨五入の関係で100.00%とならない場合があります。

◆その他の資産

資産	比率(%)
先物	1.98

* 比率は純資産総額に対する実質投資割合です。

◆組入上位10銘柄（マザーファンド）

	銘柄名	市場	業種	比率(%)
1	リクルートホールディングス	東京一部	サービス業	2.03
2	ソニーグループ	東京一部	電気機器	1.90
3	東京エレクトロン	東京一部	電気機器	1.87
4	HOYA	東京一部	精密機器	1.80
5	キーエンス	東京一部	電気機器	1.76
6	日本電産	東京一部	電気機器	1.62
7	日本電信電話	東京一部	情報・通信業	1.59
8	日立製作所	東京一部	電気機器	1.57
9	トヨタ自動車	東京一部	輸送用機器	1.53
10	ダイキン工業	東京一部	機械	1.52

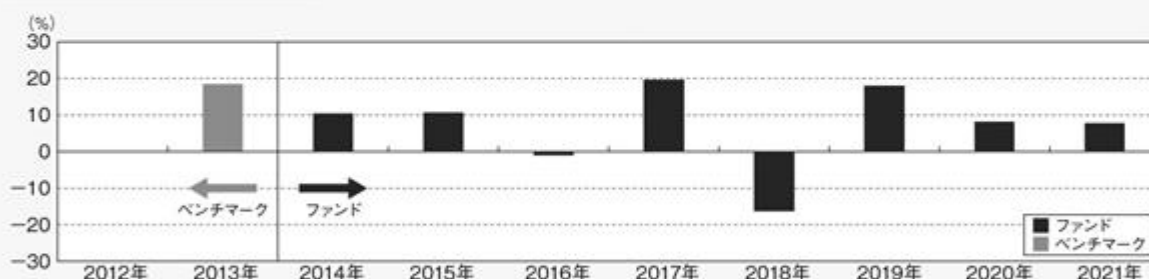
* 比率は、マザーファンドの純資産総額に対する評価額比です。

◆組入上位10業種（マザーファンド）

	業種	比率(%)
1	電気機器	19.30
2	情報・通信業	7.67
3	化学	7.54
4	輸送用機器	6.35
5	医薬品	6.10
6	機械	5.85
7	卸売業	5.70
8	サービス業	5.53
9	銀行業	4.70
10	小売業	3.75

* 比率は、マザーファンドの純資産総額に対する評価額比です。

年間収益率の推移



* 年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

* JPX日経インデックス400(配当込み)をベンチマークとします。

* 2013年はベンチマークの起算日（8月30日）から年末まで、2014年はファンドの設定日（1月22日）から年末まで、2021年は年初から11月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1) 申込手続き

販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。取得申込受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該取得の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める日までにお申込みの販売会社に支払うものとします。申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消することができます。

2) 申込価額

ファンドの価額は、取得申込受付日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができます。



3) 申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問合せください。

＊取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1) 途中換金[※]の受付

[※]途中換金とは投資信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- (b) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

2) 途中換金取扱期間と換金価額

- (a) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該換金の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。
申込締切時間は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- (b) 換金価額は、換金請求受付日の基準価額とします。
- (c) 換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

3) 換金単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問合せください。

4) 換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの換金価額について、「1 申込（販売）手続等 2) 申込価格」のお問合せ先にご照会ください。

5) 途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 委託会社は金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた途中換金の実行の請求の受付を取消することができます。
- (b) 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日とします。

6) 受益権の買取

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

7) 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

8) 買取請求の受付を中止する特別な場合

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益権の買取を中止すること、および既に受付けた受益権の買取を取消することができます。

＊ 買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。

＊ 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

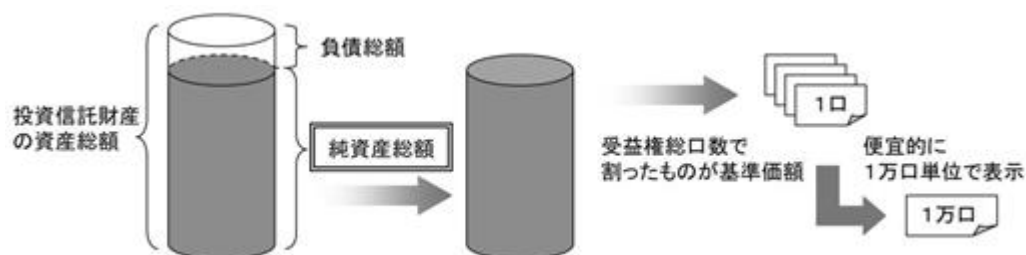
(1)【資産の評価】

① 基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
株価指数先物取引	原則として、基準価額計算日に取引所が発表する清算値段で評価します。
投資信託受益証券 (親投資信託)	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は後記の通りです。



(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2014年1月22日から2023年11月20日までです。

ただし信託期間中に「(5) その他 ① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 ① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

① ファンドの計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は投資信託契約締結日から2014年11月19日までとします。

② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

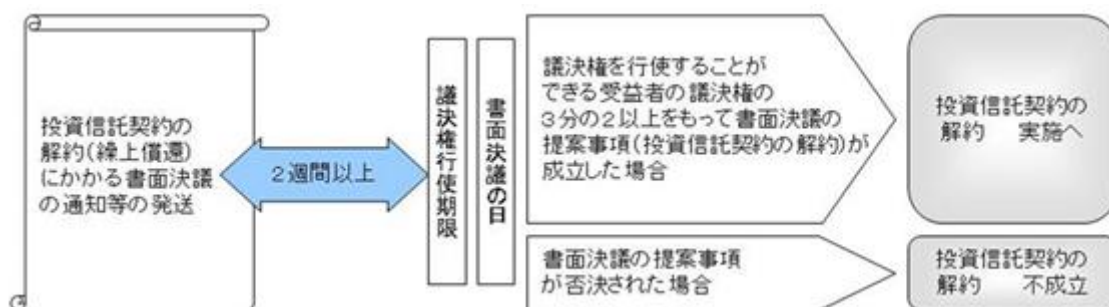
ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①信託の終了（ファンドの繰上償還）

- （イ）委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。
- A 投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき
 - B 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めたとき
 - C JPX日経インデックス400株価指数が改廃されたとき
 - D やむを得ない事情が発生したとき
- （ロ）委託会社は、前述の事項AからDについて、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託契約にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。
- （ハ）（ロ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- （ニ）（ロ）、（ハ）の手続は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、（ロ）、（ハ）の手続は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。

<信託の終了の手続>

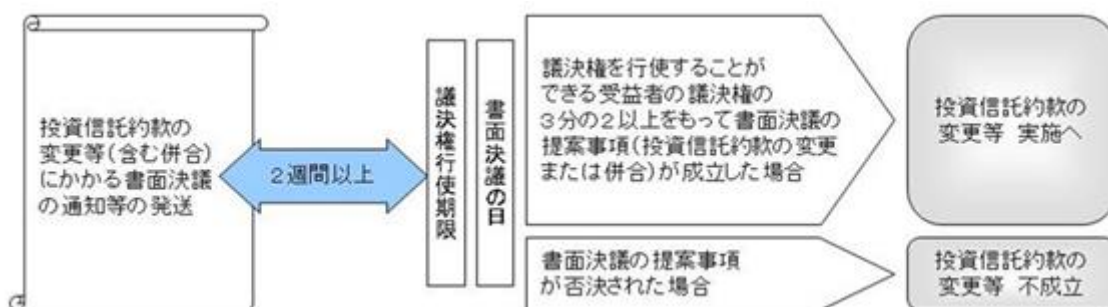


- （ホ）ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。
- （ヘ）委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
 - B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
 - C 監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき
- AまたはBにおいて、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「② 投資信託約款の変更等」の書面決議で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

② 投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ)の事項（(イ)の変更事項にあつては、その内容がが重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託約款にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができま。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。
- (ハ) (ロ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ニ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ホ) (ロ)から(ニ)の手続は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

<投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続>



- (ヘ) ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受けません。

③ 運用報告書の作成

委託会社は、毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。



④ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新さ

れるものとしします。ただし、期間の途中においても必要があるときは、契約の一部を変更することができます。

⑥ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「② 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑦ その他

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休業日の場合は翌営業日）の翌営業日からお支払いします）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとしします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2020年11月20日から2021年11月19日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

りそな・JPX日経400オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期計算期間末 (2020年11月19日)	第8期計算期間末 (2021年11月19日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,051,861	13,679,229
親投資信託受益証券	3,336,355,139	3,399,360,076
未収入金	62,666,000	10,107,000
流動資産合計	3,417,073,000	3,423,146,305
資産合計	3,417,073,000	3,423,146,305
負債の部		
流動負債		
未払解約金	66,007,722	10,084,845
未払受託者報酬	602,142	560,604
未払委託者報酬	11,440,613	10,651,454
未払利息	44	35
その他未払費用	1,918,854	1,738,928
流動負債合計	79,969,375	23,035,866
負債合計	79,969,375	23,035,866
純資産の部		
元本等		
元本	2,250,864,930	1,919,655,347
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,086,238,695	1,480,455,092
（分配準備積立金）	551,458,519	922,777,064
元本等合計	3,337,103,625	3,400,110,439
純資産合計	3,337,103,625	3,400,110,439
負債純資産合計	3,417,073,000	3,423,146,305

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期計算期間 自 2019年11月20日 至 2020年11月19日	第8期計算期間 自 2020年11月20日 至 2021年11月19日
営業収益		
有価証券売買等損益	226,998,428	638,127,937
営業収益合計	226,998,428	638,127,937
営業費用		
支払利息	6,540	7,663
受託者報酬	1,221,553	1,117,725
委託者報酬	23,209,241	21,236,673
その他費用	2,618,250	2,552,042
営業費用合計	27,055,584	24,914,103
営業利益又は営業損失（△）	199,942,844	613,213,834
経常利益又は経常損失（△）	199,942,844	613,213,834
当期純利益又は当期純損失（△）	199,942,844	613,213,834
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,059,452	98,651,654
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,278,811,608	1,086,238,695
剰余金増加額又は欠損金減少額	79,334,549	184,267,190
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	79,334,549	184,267,190
剰余金減少額又は欠損金増加額	473,909,758	304,612,973
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	473,909,758	304,612,973
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,086,238,695	1,480,455,092

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-----------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第8期計算期間末 (2021年 11月19日)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期計算期間末 (2020年11月19日)	第8期計算期間末 (2021年11月19日)
1. 期首元本額	3,126,998,901円	2,250,864,930円
期中追加設定元本額	312,003,052円	291,035,913円
期中一部解約元本額	1,188,137,023円	622,245,496円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,250,864,930口	1,919,655,347口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期計算期間 自 2019年11月20日 至 2020年11月19日		第8期計算期間 自 2020年11月20日 至 2021年11月19日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は1,140,277,335円（1万口当たり5,065円）ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は1,488,022,217円（1万口当たり7,751円）ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	
A	費用控除後の配当等収益額 61,343,448円	A	費用控除後の配当等収益額 64,172,835円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 83,184,699円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 450,389,345円
C	収益調整金額 588,818,816円	C	収益調整金額 565,245,153円
D	分配準備積立金額 406,930,372円	D	分配準備積立金額 408,214,884円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 1,140,277,335円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 1,488,022,217円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 2,250,864,930口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 1,919,655,347口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 5,065円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 7,751円
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額 (F×H/10,000) 0円	I	分配金額 (F×H/10,000) 0円

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第7期計算期間 自 2019年11月20日 至 2020年11月19日	第8期計算期間 自 2020年11月20日 至 2021年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド及び親投資信託受益証券の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。当該金融商品には、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は株価指数先物取引であり、運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的に行っております。一般的な株価指数先物取引に係る主要なリスクとして、株価指数の変動による価格変動リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期計算期間末 (2020年11月19日)	第8期計算期間末 (2021年11月19日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7期計算期間末 (2020年11月19日)	第8期計算期間末 (2021年11月19日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	221,548,104	551,518,543
合計	221,548,104	551,518,543

（デリバティブ取引等に関する注記）

第7期計算期間末（2020年11月19日）

該当事項はありません。

第8期計算期間末（2021年11月19日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期計算期間（自 2019年11月20日 至 2020年11月19日）

該当事項はありません。

第8期計算期間（自 2020年11月20日 至 2021年11月19日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第7期計算期間末 (2020年11月19日)	第8期計算期間末 (2021年11月19日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4826円 (14,826円)	1.7712円 (17,712円)

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考	
親投資信託 受益証券	日本円	アムンディ・JPX日経400オープン マザーファンド	1,822,713,178	3,399,360,076		
			1,822,713,178	3,399,360,076		
		銘柄数 組入時価比率	1 100.0%	100.0%		
	小計	親投資信託受益証券 合計			3,399,360,076	
		合計			3,399,360,076	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

	(2020年11月19日)	(2021年11月19日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	61,340,848	50,188,846
株式	3,203,712,690	3,327,007,770
派生商品評価勘定	—	2,426,820
未収入金	100,640,390	—
未収配当金	31,298,801	28,929,748
前払金	210,000	—
差入委託証拠金	2,263,000	2,736,000
流動資産合計	3,399,465,729	3,411,289,184
資産合計	3,399,465,729	3,411,289,184
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	381,740	—
前受金	—	1,823,000
未払金	43,420	—
未払解約金	62,666,000	10,107,000
未払利息	149	130
流動負債合計	63,091,309	11,930,130
負債合計	63,091,309	11,930,130
純資産の部		
元本等		
元本	2,153,042,811	1,822,713,178
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	1,183,331,609	1,576,645,876
元本等合計	3,336,374,420	3,399,359,054
純資産合計	3,336,374,420	3,399,359,054

負債純資産合計	3,399,465,729	3,411,289,184
---------	---------------	---------------

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には、入金時に計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2021年 11月19日)	
本報告書開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2020年11月19日)	(2021年11月19日)
1. 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,011,939,744円	2,153,042,811円
同期中における追加設定元本額	189,264,021円	181,018,561円
同期中における一部解約元本額	1,048,160,954円	511,348,194円
同期末における元本の内訳 りそな・JPX日経400オープン	2,153,042,811円	1,822,713,178円
合計	2,153,042,811円	1,822,713,178円
2. 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	2,153,042,811口	1,822,713,178口

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2019年11月20日 至 2020年11月19日	自 2020年11月20日 至 2021年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（３）注記表（金融商品に関する注記）I. 金融商品の状況に関する事項」に記載しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	同上	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	（2020年11月19日）	（2021年11月19日）
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（３）注記表（金融商品に関する注記）II. 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(2020年11月19日)	(2021年11月19日)
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	120,970,248	471,328,583
合計	120,970,248	471,328,583

（注）当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間（2019年11月20日から2020年11月19日及び2020年11月20日から2021年11月19日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

株式関連

（2020年11月19日）

区分	種類	契約額 等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	J P X日経インデックス 4 0 0 先物	131,370,500	—	130,998,000	△372,500
	合計	131,370,500	—	130,998,000	△372,500

（2021年11月19日）

区分	種類	契約額 等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	J P X日経インデックス 4 0 0 先物	67,774,000	—	70,205,000	2,431,000
	合計	67,774,000	—	70,205,000	2,431,000

（注）時価の算定方法

1. 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日（本報告書における開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 2019年11月20日 至 2020年11月19日）

該当事項はありません。

（自 2020年11月20日 至 2021年11月19日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	（2020年11月19日）	（2021年11月19日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.5496円 （15,496円）	1.8650円 （18,650円）

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

① 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	日本水産	2,600	591.00	1,536,600	
	I N P E X	8,300	963.00	7,992,900	
	ミライト・ホールディングス	600	2,048.00	1,228,800	
	安藤・間	1,500	893.00	1,339,500	
	東急建設	1,000	685.00	685,000	
	コムシスホールディングス	900	2,716.00	2,444,400	
	東建コーポレーション	100	9,310.00	931,000	
	大成建設	1,400	3,580.00	5,012,000	
	大林組	5,100	913.00	4,656,300	
	清水建設	4,800	755.00	3,624,000	
	長谷工コーポレーション	1,500	1,458.00	2,187,000	
	鹿島建設	3,800	1,360.00	5,168,000	
	西松建設	300	3,585.00	1,075,500	
	三井住友建設	1,300	412.00	535,600	
	戸田建設	1,500	720.00	1,080,000	
	熊谷組	300	2,754.00	826,200	
	大東建託	500	13,340.00	6,670,000	
	N I P P O	500	4,060.00	2,030,000	
	五洋建設	2,100	723.00	1,518,300	
	住友林業	1,200	2,465.00	2,958,000	
	大和ハウス工業	4,800	3,408.00	16,358,400	
	積水ハウス	5,600	2,398.50	13,431,600	
	関電工	400	860.00	344,000	
	エクシオグループ	900	2,569.00	2,312,100	
	九電工	400	3,540.00	1,416,000	
	インフロニア・ホールディングス	1,400	990.00	1,386,000	
	森永製菓	400	3,910.00	1,564,000	
	カルビー	700	2,699.00	1,889,300	
	森永乳業	300	5,860.00	1,758,000	
	ヤクルト本社	1,200	5,750.00	6,900,000	
	明治ホールディングス	1,100	7,000.00	7,700,000	
	プリマハム	100	2,594.00	259,400	
	日本ハム	700	3,960.00	2,772,000	
	アサヒグループホールディングス	3,900	4,602.00	17,947,800	
	キリンホールディングス	6,000	1,870.00	11,220,000	
	サントリー食品インターナショナル	1,200	4,490.00	5,388,000	
	伊藤園	500	7,540.00	3,770,000	
	キッコーマン	1,200	9,390.00	11,268,000	
	味の素	3,600	3,500.00	12,600,000	
	キューピー	1,000	2,456.00	2,456,000	
	カゴメ	700	2,892.00	2,024,400	
	アリアケジャパン	100	6,760.00	676,000	
	ニチレイ	600	2,629.00	1,577,400	
	東洋水産	900	4,620.00	4,158,000	
	日清食品ホールディングス	700	8,590.00	6,013,000	
	日本たばこ産業	8,900	2,298.00	20,452,200	
	帝人	1,500	1,423.00	2,134,500	

東レ	11,500	715.10	8,223,650	
ゴールドウイン	300	7,110.00	2,133,000	
王子ホールディングス	7,400	560.00	4,144,000	
大王製紙	600	1,877.00	1,126,200	
レンゴー	2,200	820.00	1,804,000	
クラレ	2,600	1,020.00	2,652,000	
旭化成	10,600	1,144.50	12,131,700	
昭和電工	1,300	2,636.00	3,426,800	
住友化学	11,500	570.00	6,555,000	
日産化学	900	7,090.00	6,381,000	
東ソー	2,400	1,768.00	4,243,200	
トクヤマ	500	1,972.00	986,000	
デンカ	600	3,540.00	2,124,000	
信越化学工業	2,400	20,235.00	48,564,000	
エア・ウォーター	1,600	1,771.00	2,833,600	
日本酸素ホールディングス	1,300	2,648.00	3,442,400	
三菱瓦斯化学	1,600	2,012.00	3,219,200	
三井化学	1,500	3,370.00	5,055,000	
三菱ケミカルホールディングス	10,100	949.80	9,592,980	
ダイセル	2,300	831.00	1,911,300	
積水化学工業	3,300	1,905.00	6,286,500	
日本ゼオン	1,200	1,356.00	1,627,200	
アイカ工業	400	3,390.00	1,356,000	
宇部興産	900	2,022.00	1,819,800	
日油	600	5,980.00	3,588,000	
花王	3,600	6,226.00	22,413,600	
日本ペイントホールディングス	6,100	1,301.00	7,936,100	
関西ペイント	1,800	2,827.00	5,088,600	
D I C	600	3,150.00	1,890,000	
富士フイルムホールディングス	2,900	9,375.00	27,187,500	
資生堂	3,000	7,420.00	22,260,000	
ライオン	2,000	1,736.00	3,472,000	
ファンケル	700	3,560.00	2,492,000	
コーセー	300	14,590.00	4,377,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	700	2,175.00	1,522,500	
小林製薬	500	9,410.00	4,705,000	
日東電工	1,000	8,830.00	8,830,000	
エフピコ	200	4,155.00	831,000	
ニフコ	700	3,685.00	2,579,500	
ユニ・チャーム	3,200	4,844.00	15,500,800	
協和キリン	1,900	3,320.00	6,308,000	
武田薬品工業	11,900	3,227.00	38,401,300	
アステラス製薬	13,900	1,923.00	26,729,700	
大日本住友製薬	1,300	1,468.00	1,908,400	
塩野義製薬	2,100	7,868.00	16,522,800	
日本新薬	500	8,620.00	4,310,000	
中外製薬	5,200	4,112.00	21,382,400	
科研製薬	300	4,255.00	1,276,500	
エーザイ	1,900	7,238.00	13,752,200	
ロート製薬	900	3,365.00	3,028,500	
小野薬品工業	3,700	2,440.50	9,029,850	
参天製薬	2,800	1,555.00	4,354,000	
J C Rファーマ	600	2,622.00	1,573,200	
東和薬品	400	2,754.00	1,101,600	
第一三共	12,700	2,995.00	38,036,500	
大塚ホールディングス	3,500	4,116.00	14,406,000	
ペプチドリーム	700	2,705.00	1,893,500	
サワイグループホールディングス	300	4,470.00	1,341,000	
出光興産	1,900	2,996.00	5,692,400	
ENEOSホールディングス	24,100	434.60	10,473,860	

コスモエネルギーホールディングス	500	2,287.00	1,143,500
横浜ゴム	800	1,963.00	1,570,400
TOYO TIRE	500	1,958.00	979,000
ブリヂストン	4,800	4,907.00	23,553,600
住友ゴム工業	1,600	1,232.00	1,971,200
AGC	1,400	5,620.00	7,868,000
太平洋セメント	800	2,353.00	1,882,400
東海カーボン	1,700	1,270.00	2,159,000
TOTO	1,200	5,400.00	6,480,000
日本碍子	1,800	1,999.00	3,598,200
日本特殊陶業	1,200	1,968.00	2,361,600
ニチアス	500	2,637.00	1,318,500
三井金属鉱業	300	3,070.00	921,000
住友金属鉱山	2,200	4,423.00	9,730,600
住友電気工業	5,600	1,620.50	9,074,800
アサヒホールディングス	600	2,042.00	1,225,200
SUMCO	2,400	2,525.00	6,060,000
三和ホールディングス	1,700	1,321.00	2,245,700
リンナイ	300	12,230.00	3,669,000
日本製鋼所	500	3,185.00	1,592,500
三浦工業	700	4,305.00	3,013,500
アマダ	2,400	1,153.00	2,767,200
FUJ I	700	2,768.00	1,937,600
オーエスジー	600	1,899.00	1,139,400
DMG森精機	800	1,949.00	1,559,200
ディスコ	200	33,700.00	6,740,000
オプトラン	400	2,387.00	954,800
ナブテスコ	900	3,615.00	3,253,500
SMC	500	77,120.00	38,560,000
小松製作所	7,400	2,918.00	21,593,200
住友重機械工業	800	2,710.00	2,168,000
日立建機	700	3,730.00	2,611,000
クボタ	8,100	2,484.50	20,124,450
荏原製作所	700	6,470.00	4,529,000
ダイキン工業	2,100	24,965.00	52,426,500
ダイフク	900	10,080.00	9,072,000
竹内製作所	300	2,969.00	890,700
ホシザキ	500	8,880.00	4,440,000
日本精工	3,200	775.00	2,480,000
マキタ	2,000	5,279.00	10,558,000
三菱重工業	2,400	2,848.50	6,836,400
I H I	900	2,563.00	2,306,700
ブラザー工業	1,900	2,105.00	3,999,500
ミネベアミツミ	2,800	3,215.00	9,002,000
日立製作所	7,500	7,289.00	54,667,500
三菱電機	16,600	1,523.00	25,281,800
富士電機	1,000	6,080.00	6,080,000
安川電機	1,800	5,290.00	9,522,000
日本電産	4,000	13,460.00	53,840,000
オムロン	1,400	11,430.00	16,002,000
MC J	500	1,126.00	563,000
日本電気	2,100	5,280.00	11,088,000
富士通	1,500	20,605.00	30,907,500
ルネサスエレクトロニクス	9,300	1,561.00	14,517,300
セイコーエプソン	2,100	1,922.00	4,036,200
ワコム	1,900	900.00	1,710,000
アルバック	300	6,980.00	2,094,000
エレコム	100	1,479.00	147,900
パナソニック	17,500	1,383.50	24,211,250
アンリツ	800	1,920.00	1,536,000

ソニーグループ	4,400	14,345.00	63,118,000	
T D K	2,400	4,815.00	11,556,000	
横河電機	1,600	2,285.00	3,656,000	
アズビル	800	5,420.00	4,336,000	
日本光電工業	800	3,505.00	2,804,000	
堀場製作所	300	7,300.00	2,190,000	
アドバンテスト	1,200	10,430.00	12,516,000	
キーエンス	800	74,640.00	59,712,000	
シスメックス	1,400	14,665.00	20,531,000	
レーザーテック	700	31,960.00	22,372,000	
スタンレー電気	1,100	3,300.00	3,630,000	
カシオ計算機	1,100	1,605.00	1,765,500	
ファナック	1,400	23,355.00	32,697,000	
浜松ホトニクス	1,200	7,340.00	8,808,000	
京セラ	2,300	7,132.00	16,403,600	
太陽誘電	700	6,870.00	4,809,000	
村田製作所	4,800	8,951.00	42,964,800	
小糸製作所	900	7,320.00	6,588,000	
S C R E E Nホールディングス	300	12,140.00	3,642,000	
東京エレクトロン	1,000	62,820.00	62,820,000	
トヨタ紡織	500	2,382.00	1,191,000	
豊田自動織機	1,300	10,180.00	13,234,000	
デンソー	3,600	9,031.00	32,511,600	
いすゞ自動車	5,100	1,662.00	8,476,200	
トヨタ自動車	24,500	2,132.50	52,246,250	
日野自動車	1,600	1,060.00	1,696,000	
アイシン	1,100	4,575.00	5,032,500	
本田技研工業	12,900	3,324.00	42,879,600	
スズキ	3,700	5,332.00	19,728,400	
S U B A R U	4,700	2,308.00	10,847,600	
ヤマハ発動機	2,000	3,040.00	6,080,000	
豊田合成	600	2,463.00	1,477,800	
シマノ	700	32,990.00	23,093,000	
テイ・エス テック	800	1,453.00	1,162,400	
テルモ	4,600	5,014.00	23,064,400	
島津製作所	2,000	4,890.00	9,780,000	
ブイ・テクノロジー	100	3,720.00	372,000	
東京精密	300	5,140.00	1,542,000	
オリンパス	8,700	2,631.50	22,894,050	
H O Y A	3,200	18,965.00	60,688,000	
朝日インテック	1,900	2,841.00	5,397,900	
バンダイナムコホールディングス	1,400	9,269.00	12,976,600	
パイロットコーポレーション	400	4,190.00	1,676,000	
ヤマハ	1,000	6,420.00	6,420,000	
ピジョン	900	2,408.00	2,167,200	
任天堂	700	51,940.00	36,358,000	
中部電力	5,000	1,168.00	5,840,000	
関西電力	6,800	1,028.00	6,990,400	
中国電力	2,500	884.00	2,210,000	
東北電力	3,100	756.00	2,343,600	
九州電力	3,200	814.00	2,604,800	
北海道電力	1,600	471.00	753,600	
電源開発	1,200	1,439.00	1,726,800	
イーレックス	400	2,703.00	1,081,200	
レノバ	200	5,480.00	1,096,000	
東京瓦斯	3,200	1,957.00	6,262,400	
大阪瓦斯	3,100	1,821.00	5,645,100	
東海旅客鉄道	1,400	16,755.00	23,457,000	
阪急阪神ホールディングス	2,100	3,510.00	7,371,000	
日本通運	500	6,830.00	3,415,000	

ヤマトホールディングス	2,000	2,620.00	5,240,000
山九	400	4,685.00	1,874,000
センコーグループホールディングス	400	940.00	376,000
日立物流	400	4,560.00	1,824,000
丸和運輸機関	600	1,483.00	889,800
九州旅客鉄道	1,200	2,582.00	3,098,400
S Gホールディングス	3,100	2,653.00	8,224,300
日本郵船	1,300	7,280.00	9,464,000
商船三井	900	6,290.00	5,661,000
近鉄エクスプレス	100	2,775.00	277,500
NECネットエスアイ	500	1,929.00	964,500
システナ	500	2,078.00	1,039,000
日鉄ソリューションズ	300	3,545.00	1,063,500
T I S	1,500	3,480.00	5,220,000
コーエーテクモホールディングス	500	5,120.00	2,560,000
ネクソン	3,900	2,545.00	9,925,500
ティーガイア	100	1,773.00	177,300
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	300	2,854.00	856,200
GMOペイメントゲートウェイ	300	16,160.00	4,848,000
ラクス	600	3,465.00	2,079,000
アカツキ	200	2,995.00	599,000
野村総合研究所	3,100	4,995.00	15,484,500
インフォコム	100	2,089.00	208,900
オービック	500	21,620.00	10,810,000
ジャストシステム	200	5,710.00	1,142,000
Zホールディングス	23,400	825.50	19,316,700
トレンドマイクロ	900	6,780.00	6,102,000
日本オラクル	300	10,750.00	3,225,000
伊藤忠テクノソリューションズ	700	3,760.00	2,632,000
大塚商会	900	5,460.00	4,914,000
電通国際情報サービス	300	3,865.00	1,159,500
東映アニメーション	100	17,410.00	1,741,000
デジタルガレージ	300	5,280.00	1,584,000
日本ユニシス	500	3,490.00	1,745,000
USEN-NEXT HOLDINGS	100	3,490.00	349,000
日本電信電話	16,300	3,184.00	51,899,200
KDDI	11,700	3,410.00	39,897,000
光通信	200	18,600.00	3,720,000
東宝	1,000	5,300.00	5,300,000
エヌ・ティ・ティ・データ	4,400	2,532.00	11,140,800
スクウェア・エニックス・ホールディングス	700	6,560.00	4,592,000
カプコン	1,500	3,060.00	4,590,000
SCSK	1,200	2,215.00	2,658,000
コナミホールディングス	600	6,280.00	3,768,000
ソフトバンクグループ	4,700	6,856.00	32,223,200
双日	1,500	1,686.00	2,529,000
アルフレッサ ホールディングス	1,500	1,588.00	2,382,000
神戸物産	1,200	4,465.00	5,358,000
ダイワボウホールディングス	600	1,999.00	1,199,400
TOKAIホールディングス	1,300	877.00	1,140,100
シップヘルスケアホールディングス	700	2,688.00	1,881,600
コメダホールディングス	600	2,017.00	1,210,200
メディopalホールディングス	1,600	2,029.00	3,246,400
日本ライフライン	900	1,145.00	1,030,500
伊藤忠商事	11,100	3,386.00	37,584,600
丸紅	15,900	1,034.50	16,448,550
豊田通商	1,600	5,470.00	8,752,000
兼松	600	1,293.00	775,800
三井物産	12,700	2,698.50	34,270,950
住友商事	10,200	1,668.50	17,018,700

三菱商事	11,900	3,492.00	41,554,800	
岩谷産業	400	6,240.00	2,496,000	
PAL TAC	300	4,830.00	1,449,000	
日鉄物産	100	4,820.00	482,000	
ミスミグループ本社	2,000	5,130.00	10,260,000	
ローソン	400	5,740.00	2,296,000	
エービーシー・マート	300	5,560.00	1,668,000	
日本マクドナルドホールディングス	700	5,140.00	3,598,000	
セリア	300	3,530.00	1,059,000	
ビックカメラ	1,300	998.00	1,297,400	
MonotaRO	2,000	2,361.00	4,722,000	
マツキヨココカラ&カンパニー	700	4,645.00	3,251,500	
ZOZO	1,000	3,805.00	3,805,000	
ウエルシアホールディングス	800	4,220.00	3,376,000	
クリエイトSDホールディングス	300	3,390.00	1,017,000	
コスモス薬品	200	19,050.00	3,810,000	
セブン&アイ・ホールディングス	6,300	4,821.00	30,372,300	
ツルハホールディングス	400	13,970.00	5,588,000	
クスリのアオキホールディングス	200	7,460.00	1,492,000	
FOOD & LIFE COMPANIES	900	5,240.00	4,716,000	
ノジマ	100	2,275.00	227,500	
良品計画	1,800	2,017.00	3,630,600	
コーナン商事	300	3,550.00	1,065,000	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	3,500	2,198.00	7,693,000	
ゼンショーホールディングス	800	2,676.00	2,140,800	
ワークマン	200	6,120.00	1,224,000	
スギホールディングス	300	7,600.00	2,280,000	
ライフコーポレーション	100	3,565.00	356,500	
丸井グループ	1,600	2,288.00	3,660,800	
イズミ	300	3,460.00	1,038,000	
ヤオコー	200	7,050.00	1,410,000	
ケーズホールディングス	1,500	1,211.00	1,816,500	
アインホールディングス	200	6,030.00	1,206,000	
ニトリホールディングス	600	20,630.00	12,378,000	
ファーストリテイリング	200	73,770.00	14,754,000	
サンドラッグ	700	3,145.00	2,201,500	
めぶきフィナンシャルグループ	8,000	230.00	1,840,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	9,900	439.00	4,346,100	
新生銀行	1,300	1,833.00	2,382,900	
あおぞら銀行	1,100	2,575.00	2,832,500	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	73,100	637.20	46,579,320	
りそなホールディングス	17,200	426.90	7,342,680	
三井住友トラスト・ホールディングス	3,100	3,626.00	11,240,600	
三井住友フィナンシャルグループ	11,200	3,887.00	43,534,400	
千葉銀行	5,000	675.00	3,375,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	1,400	1,943.00	2,720,200	
セブン銀行	7,500	233.00	1,747,500	
みずほフィナンシャルグループ	20,200	1,458.50	29,461,700	
FPG	400	579.00	231,600	
GMOフィナンシャルホールディングス	900	878.00	790,200	
SBIホールディングス	2,000	2,935.00	5,870,000	
ジャフコグループ	200	7,460.00	1,492,000	
大和証券グループ本社	11,200	637.90	7,144,480	
野村ホールディングス	24,500	489.60	11,995,200	
SOMPOホールディングス	2,800	4,860.00	13,608,000	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	3,500	3,547.00	12,414,500	
第一生命ホールディングス	8,100	2,316.50	18,763,650	
東京海上ホールディングス	5,400	5,910.00	31,914,000	

	T & Dホールディングス	3,800	1,414.00	5,373,200	
	全国保証	400	5,140.00	2,056,000	
	芙蓉総合リース	200	7,740.00	1,548,000	
	みずほリース	100	3,140.00	314,000	
	東京センチュリー	400	5,840.00	2,336,000	
	イオンフィナンシャルサービス	1,100	1,345.00	1,479,500	
	アコム	3,400	363.00	1,234,200	
	オリエントコーポレーション	7,800	133.00	1,037,400	
	オリックス	9,900	2,343.00	23,195,700	
	三菱HCキャピタル	4,800	555.00	2,664,000	
	日本取引所グループ	4,300	2,423.50	10,421,050	
	いちご	500	313.00	156,500	
	ヒューリック	3,700	1,121.00	4,147,700	
	野村不動産ホールディングス	1,000	2,677.00	2,677,000	
	サムティ	400	2,526.00	1,010,400	
	プレサンスコーポレーション	100	1,712.00	171,200	
	オープンハウス	500	7,020.00	3,510,000	
	東急不動産ホールディングス	4,400	647.00	2,846,800	
	飯田グループホールディングス	1,300	2,535.00	3,295,500	
	三井不動産	7,400	2,540.50	18,799,700	
	三菱地所	10,300	1,654.50	17,041,350	
	東京建物	1,900	1,670.00	3,173,000	
	住友不動産	3,400	3,884.00	13,205,600	
	スターツコーポレーション	300	2,652.00	795,600	
	日本エスコン	700	822.00	575,400	
	イオンモール	700	1,712.00	1,198,400	
	カチタス	300	4,705.00	1,411,500	
	ミクシィ	500	2,283.00	1,141,500	
	日本M & Aセンターホールディングス	2,600	3,700.00	9,620,000	
	U Tグループ	100	4,475.00	447,500	
	エス・エム・エス	500	4,565.00	2,282,500	
	パーソルホールディングス	1,400	3,600.00	5,040,000	
	総合警備保障	600	5,140.00	3,084,000	
	カカクコム	1,300	3,650.00	4,745,000	
	ディップ	200	4,665.00	933,000	
	ベネフィット・ワン	500	5,630.00	2,815,000	
	エムスリー	2,800	6,408.00	17,942,400	
	アウトソーシング	1,000	1,556.00	1,556,000	
	博報堂D Yホールディングス	2,500	1,774.00	4,435,000	
	オリエンタルランド	1,800	19,230.00	34,614,000	
	ユー・エス・エス	1,600	1,803.00	2,884,800	
	フルキャストホールディングス	300	2,941.00	882,300	
	エン・ジャパン	200	3,935.00	787,000	
	テクノプロ・ホールディングス	900	3,675.00	3,307,500	
	アイ・アールジャパンホールディングス	100	7,880.00	788,000	
	ジャパンマテリアル	100	1,514.00	151,400	
	リクルートホールディングス	9,400	7,593.00	71,374,200	
	ベルシステム24ホールディングス	300	1,403.00	420,900	
	バイカレント・コンサルティング	100	53,100.00	5,310,000	
	ジャパンエレベーターサービスホールディングス	300	2,283.00	684,900	
	リログループ	900	2,402.00	2,161,800	
	カナモト	300	2,385.00	715,500	
	セコム	1,600	7,959.00	12,734,400	
	メイテック	200	7,020.00	1,404,000	
	イオンディライト	100	3,725.00	372,500	
小計		銘柄数	400		3,327,007,770
		組入時価比率	97.9%		100.0%
合計					3,327,007,770

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

② 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「（2）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

2021年11月末日現在

I 資産総額	3,207,395,765円
II 負債総額	3,974,528円
III 純資産総額（I－II）	3,203,421,237円
IV 発行済口数	1,918,972,055口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6693円
（1万口当たり純資産額）	（16,693円）

<参考情報>

「アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド」

2021年11月末日現在

I 資産総額	3,269,606,535円
II 負債総額	66,661,184円
III 純資産総額（I－II）	3,202,945,351円
IV 発行済口数	1,821,797,353口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.7581円
（1万口当たり純資産額）	（17,581円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書作成日現在

資本金の額	：12億円
発行株式総数	：9,000,000株
発行済株式総数	：2,400,000株
過去5年間ににおける資本金の額の増減はありません。	

(2) 委託会社の概況

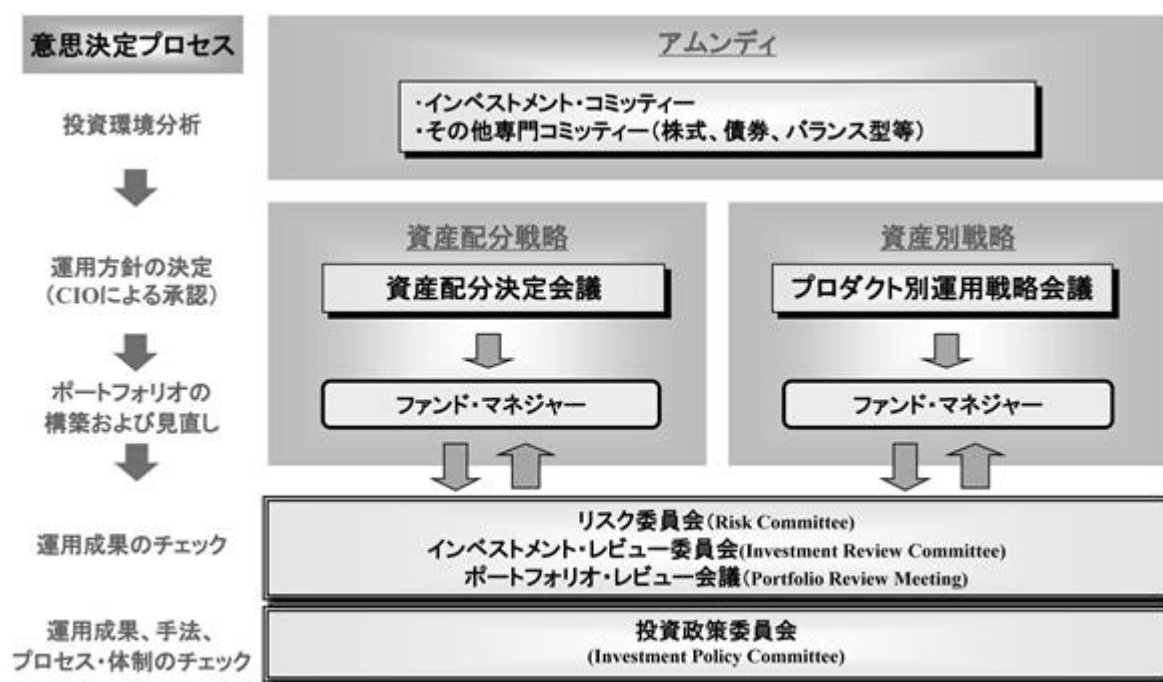
① 委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。

- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 営業の概況

2021年11月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	12	42,498
追加型株式投資信託	126	1,765,362
合 計	138	1,807,860

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度に係る中間会計期間(2021年1月1日から2021年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 39 期 (2019年 12月 31日)		第 40 期 (2020年 12月 31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		11,884,237		9,567,392
前払費用		61,331		63,107
未収入金		23,962		6,730
未収委託者報酬		3,054,280		1,708,135
未収運用受託報酬		904,894		1,058,258
未収投資助言報酬		1,826		4,299
未収収益	*1	599,693	*1	546,769
未収消費税等		-		26,272
立替金		66,833		65,332
その他		5,692		495
流動資産合計		16,602,747		13,046,788
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	73,689	*2	115,186
器具備品(純額)	*2	65,606	*2	59,440
有形固定資産合計		139,295		174,626
無形固定資産				
ソフトウェア		35,884		21,377
商標権		515		195
無形固定資産合計		36,399		21,572
投資その他の資産				
金銭の信託		12,436		1,080
投資有価証券		112,329		3,610
関係会社株式		80,353		75,727
長期差入保証金		208,924		229,967
ゴルフ会員権		60		60
繰延税金資産		306,354		267,232
投資その他の資産合計		720,457		577,676
固定資産合計		896,151		773,873
資産合計		17,498,898		13,820,661

(単位：千円)

	第 39 期 (2019年 12月 31日)	第 40 期 (2020年 12月 31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	98,933	95,256
未払償還金	686	686
未払手数料	1,508,031	872,428
関係会社未払金	322,769	-
その他未払金	*1 260,957	*1 137,444
未払費用	270,819	529,070
未払法人税等	41,981	103,911
未払消費税等	33,077	-
賞与引当金	695,889	621,741
役員賞与引当金	270,209	242,398
流動負債合計	3,503,352	2,602,936
固定負債		
退職給付引当金	83,903	152,900
賞与引当金	62,221	29,777
役員賞与引当金	122,154	50,744
資産除去債務	62,686	109,076
固定負債合計	330,965	342,497
負債合計	3,834,317	2,945,433
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567	-
資本剰余金合計	2,618,835	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	9,729,098	8,488,458
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	8,129,098	6,888,458
利益剰余金合計	9,839,191	8,598,551
株主資本合計	13,658,026	10,874,819
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,555	409
評価・換算差額等合計	6,555	409
純資産合計	13,664,581	10,875,228
負債純資産合計	17,498,898	13,820,661

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 39 期 (自2019年 1月 1日 至2019年 12月 31日)	第 40 期 (自2020年 1月 1日 至2020年 12月 31日)
営業収益		
委託者報酬	11,972,771	7,769,022
運用受託報酬	1,698,399	2,030,479
投資助言報酬	3,261	4,796
その他営業収益	1,604,713	1,436,608
営業収益合計	15,279,144	11,240,905
営業費用		
支払手数料	6,945,094	4,562,241
広告宣伝費	60,929	38,412
調査費	704,653	634,187
委託調査費	839,708	447,431
委託計算費	18,685	16,572
通信費	18,343	22,093
印刷費	82,708	76,518
協会費	27,840	22,421
営業費用合計	8,697,961	5,819,875
一般管理費		
役員報酬	197,670	202,852
給料・手当	2,288,550	2,267,417
賞与	5,256	961
役員賞与	27,960	6,621
役員退職金	-	8,975
交際費	13,910	3,424
旅費交通費	69,227	17,456
租税公課	97,199	70,926
不動産賃借料	189,518	196,250
賞与引当金繰入	717,005	565,563
役員賞与引当金繰入	262,793	116,318
退職給付費用	179,615	220,031
固定資産減価償却費	56,080	55,465
商標権償却	320	320
福利厚生費	305,849	298,625
諸経費	658,576	237,551
一般管理費合計	5,069,528	4,268,756
営業利益	1,511,654	1,152,274
営業外収益		
有価証券利息	19	4
有価証券売却益	1,039	2,857
役員賞与引当金戻入額	7,858	38,270
賞与引当金戻入額	74,090	32,830
受取利息	277	43
雑収入	10,367	5,691
営業外収益合計	93,650	79,696
営業外費用		
有価証券売却損	10,357	1,606
関係会社株式評価損	4,207	4,626
支払利息	-	4,093
為替差損	59,789	41,265
雑損失	2,533	750
営業外費用合計	76,885	52,340
経常利益	1,528,419	1,179,629
税引前当期純利益	1,528,419	1,179,629
法人税、住民税及び事業税	569,085	338,346
法人税等調整額	9,770	41,835

法人税等合計	578,855	380,181
当期純利益	949,564	799,448

（３）【株主資本等変動計算書】

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462
当期変動額					
当期純利益			949,564	949,564	949,564
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計			949,564	949,564	949,564
当期末残高	110,093	1,600,000	8,129,098	9,839,191	13,658,026

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△3,796	△3,796	12,704,665
当期変動額			
当期純利益			949,564
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,352	10,352	10,352
当期変動額合計	10,352	10,352	959,916
当期末残高	6,555	6,555	13,664,581

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
剰余金の配当				
合併による増加			8,462,963	8,462,963
自己株式の処分			△10,005,529	△10,005,529
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計			△1,542,567	△1,542,567
当期末残高	1,200,000	1,076,268		1,076,268

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	110,093	1,600,000	8,129,098	9,839,191		13,658,026
当期変動額						
剰余金の配当			△2,400,000	△2,400,000		△2,400,000
合併による増加			2,278,310	2,278,310	△11,923,928	△1,182,655
自己株式の処分			△1,918,399	△1,918,399	11,923,928	
当期純利益			799,448	799,448		799,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計			△1,240,640	△1,240,640		△2,783,207
当期末残高	110,093	1,600,000	6,888,458	8,598,551		10,874,819

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	6,555	6,555	13,664,581
当期変動額			
剰余金の配当			△2,400,000
合併による増加			△1,182,655
自己株式の処分			
当期純利益			799,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△6,146	△6,146	△6,146
当期変動額合計	△6,146	△6,146	△2,789,353
当期末残高	409	409	10,875,228

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～18年

器具備品 2年～15年

（2）無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

（1）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

7. 未適用の会計基準等

(1)「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(2)「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1)概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(3)「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1)概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2)適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(4)「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1)概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2)適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(貸借対照表関係)

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
未収収益	329,758 千円	327,547 千円
その他未払金	115,320 千円	41,315 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
建物	111,313 千円	129,253 千円
器具備品	227,570 千円	240,634 千円

(損益計算書関係)

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加（千株）	減少（千株）	当事業年度末 (千株)
普通株式	-	2,400	2,400	-

(注)普通株式の自己株式数の増加2,400千株は、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社との合併により株式を承継したものであります。自己株式数の減少2,400千株は、自己株式の処分によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年7月1日 取締役会	普通株式	2,400,000	1,000円00銭	2020年6月30日	2020年7月1日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	800,000	利益剰余金	333円33銭	2020年12月31日	2021年3月26日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネー規則」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第39期(2019年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	11,884,237	11,884,237	—
(2) 未収委託者報酬	3,054,280	3,054,280	—
(3) 未収運用受託報酬	904,894	904,894	—
(4) 未収収益	599,693	599,693	—
(5) 金銭の信託	12,436	12,436	—
(6) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	112,329	112,329	—
資産計	16,567,869	16,567,869	—
(1) 未払手数料	1,508,031	1,508,031	—
負債計	1,508,031	1,508,031	—

第40期(2020年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	9,567,392	9,567,392	—
(2) 未収委託者報酬	1,708,135	1,708,135	—
(3) 未収運用受託報酬	1,058,258	1,058,258	—
(4) 未収収益	546,769	546,769	—
資産計	12,880,553	12,880,553	—
(1) 未払手数料	872,428	872,428	—
負債計	872,428	872,428	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 金銭の信託及び(6) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

(単位：千円)

区分	第39期(2019年12月31日)	第40期(2020年12月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	80,353	75,727

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	11,884,237	-	-	-
未収委託者報酬	3,054,280	-	-	-
未収運用受託報酬	904,894	-	-	-
未収収益	599,693	-	-	-
合計	16,443,104	-	-	-

第40期(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	9,567,392	-	-	-
未収委託者報酬	1,708,135	-	-	-
未収運用受託報酬	1,058,258	-	-	-
未収収益	546,769	-	-	-
合計	12,880,553	-	-	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第39期(2019年12月31日)

該当事項はありません。

第40期(2020年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 75,727千円、前事業年度の貸借対照表計上額 80,353千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第39期(2019年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	115,317	124,765	9,448
	小計	115,317	124,765	9,448
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		115,317	124,765	9,448

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第40期(2020年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	4,100	4,690	590
	小計	4,100	4,690	590
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,100	4,690	590

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	288,000	-	10,006
投資信託	17,380	1,039	352

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	10,000	1,000	-
投資信託	105,468	1,857	1,606

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	第40期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	55,750	83,903
退職給付費用	141,335	182,351
退職給付の支払額	-	-
制度への拠出額	△113,182	△113,355
退職給付引当金の期末残高	83,903	152,900

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	774,860	810,879
年金資産	696,922	670,965
	77,938	139,914
非積立型制度の退職給付債務	5,966	12,986
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	83,903	152,900
退職給付に係る負債	83,903	152,900
退職給付に係る資産	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	83,903	152,900

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 141,335千円 当事業年度 182,351千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度38,280千円、当事業年度37,680千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認額	72,014 千円	70,819 千円
繰延資産償却額	4,895 千円	- 千円
未払事業税	11,331 千円	4,393 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	246,218 千円	202,056 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	17,307 千円	19,909 千円
減価償却資産	4,283 千円	3,848 千円
資産除去債務	19,194 千円	19,554 千円
未払事業所税	1,433 千円	2,858 千円
その他	10,453 千円	12,281 千円
繰延税金資産小計	387,128 千円	335,719 千円
評価性引当額	△ 75,184 千円	△ 59,859 千円
繰延税金資産合計	311,944 千円	275,860 千円
繰延税金負債		
繰延資産償却額	- 千円	△ 4,718 千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形	△ 2,697 千円	△ 3,730 千円
固定資産計上額		
その他有価証券評価差額金	△ 2,893 千円	△ 181 千円
繰延税金負債合計	△ 5,590 千円	△ 8,629 千円
繰延税金資産の純額	306,354 千円	267,232 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第39期 (2019年12月31日)	第40期 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.53%	4.22%
評価性引当金額	2.00%	△1.30%
過年度法人税等	0.57%	△0.59%
住民税均等割等	0.25%	0.19%
その他	0.90%	△0.91%
税効果会計適用後の法人税などの負担率	37.87%	32.23%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

企業結合に関する重要な後発事象

当社は、2019年11月21日付け吸収合併契約に基づき、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を2020年1月1日付
けで吸収合併致しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社
事業の内容	有価証券の保有及び運用等に付帯関連する一切の業務

(2) 企業結合日

2020年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

アムンディ・ジャパン株式会社を吸収合併存続会社、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を吸収合併消滅
会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社はその傘下に、当社とアムンディ・ジャパン証券株式会社を擁していま
したが、2016年4月に当社がアムンディ・ジャパン証券株式会社と合併し、正式に持株会社としての役割を終えたため
あります。

2. 実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離
等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引と
して処理する予定です。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

当社は、2019年11月21日付け吸収合併契約に基づき、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を2020年1月1日付
けで吸収合併致しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社
事業の内容	有価証券の保有及び運用等に付帯関連する一切の業務

(2) 企業結合日

2020年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

アムンディ・ジャパン株式会社を吸収合併存続会社、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社はその傘下に、当社とアムンディ・ジャパン証券株式会社を擁していましたが、2016年4月に当社がアムンディ・ジャパン証券株式会社と合併し、正式に持株会社としての役割を終えたためであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第39期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	第40期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
期首残高	61,573 千円	62,686 千円
見積りの変更による増加額	- 千円	45,217 千円
時の経過による調整額	1,112 千円	1,173 千円
期末残高	62,686 千円	109,076 千円

4. 事業年度における当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額45,217千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）及び第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
12,851,173	1,259,454	1,168,517	15,279,144

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&スイッチ ファンド	2,038,639	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
8,642,123	1,238,224	1,360,558	11,240,905

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）*1	683,567	未収収益	329,758
								委託調査費等の支払など *2	492,740	その他未払金	115,320

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	485,429	未収運用受託報酬	141,037
								情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）*1	711,885	未収収益	160,701

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ・アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト・パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト・パリに上場）

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	354,531	未収運用報酬	290,679
								情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）*1	690,397	未収収益	327,547
								委託調査費等の支払など *2	146,561	その他未払金	41,315

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	587,894	未収運用受託報酬	144,020
								情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）*1	590,948	未収収益	126,295
	アムンディ・アイティサービスズ	フランス パリ市	4,064 (千ユーロ)	ITエンジニア業	なし	なし	ITサービスの委託等	ITサービスの提供*1	243,853	未払費用	249,239

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

（1株当たり情報）

	第39期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	第40期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
1株当たり純資産額	5,693.58 円	4,531.35 円
1株当たり当期純利益金額	395.65 円	333.10 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第39期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	第40期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
当期純利益（千円）	949,564	799,448
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	949,564	799,448
期中平均株式数（千株）	2,400	2,400

（重要な後発事象）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

		(単位：千円)
		当中間会計期間末 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		9,699,764
前払費用		74,544
未収入金		24,685
未収委託者報酬		1,489,124
未収運用受託報酬		667,712
未収投資助言報酬		4,498
未収収益		470,700
立替金		66,288
その他		510
流動資産合計		12,497,824
固定資産		
有形固定資産	*1	
建物(純額)		106,343
器具備品(純額)		50,698
有形固定資産合計		157,041
無形固定資産	*1	
ソフトウェア		19,272
商標権		132
無形固定資産合計		19,404
投資その他の資産		
金銭の信託		1,062
投資有価証券		1,554
関係会社株式		75,727
長期差入保証金		229,967
ゴルフ会員権		60
繰延税金資産		202,434
投資その他の資産合計		510,804
固定資産合計		687,249
資産合計		13,185,073

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (2021年6月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	124,390
未払償還金	686
未払手数料	765,149
その他未払金	193,539
未払費用	588,291
未払法人税等	169,301
未払消費税等	39,508
賞与引当金	347,526
役員賞与引当金	149,072
流動負債合計	2,377,463
固定負債	
退職給付引当金	159,668
賞与引当金	36,424
役員賞与引当金	67,261
資産除去債務	109,669
固定負債合計	373,022
負債合計	2,750,485
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
資本剰余金合計	1,076,268
利益剰余金	
利益準備金	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	6,447,870
利益剰余金合計	8,157,962
株主資本合計	10,434,231
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	358
評価・換算差額等合計	358
純資産合計	10,434,589
負債純資産合計	13,185,073

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)	
当中間会計期間	
(自 2021年 1月 1日	
至 2021年 6月30日)	
営業収益	
委託者報酬	3,245,373
運用受託報酬	1,159,957
投資助言報酬	6,036
その他営業収益	712,264
営業収益合計	5,123,631
営業費用	2,598,154
一般管理費	*1 2,055,475
営業利益	470,001
営業外収益	*2 95,890
営業外費用	*3 9,267
経常利益	556,625
税引前中間純利益	556,625
法人税、住民税及び事業税	132,393
法人税等調整額	64,820
法人税等合計	197,213
中間純利益	359,412

(3) 中間株主資本等変動計算書

(自 2021年 1月 1日 至 2021年 6月30日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,076,268
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			
当中間期変動額合計			
当中間期末残高	1,200,000	1,076,268	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	6,888,458	8,598,551	10,874,819
当中間期変動額					
剰余金の配当			△ 800,000	△ 800,000	△ 800,000
中間純利益			359,412	359,412	359,412
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計			△ 440,588	△ 440,588	△ 440,588
当中間期末残高	110,093	1,600,000	6,447,870	8,157,962	10,434,231

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	409	409	10,875,228
当中間期変動額			
剰余金の配当			△ 800,000
中間純利益			359,412
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	△ 51	△ 51	△ 51
当中間期変動額合計	△ 51	△ 51	△440,640
当中間期末残高	358	358	10,434,589

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1） 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2） その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

（1） 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～18年

器具備品 2年～15年

（2） 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

（3） リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

（1） 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

（2） 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

（3） 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（2021年 6月30日）

*1 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産 389,375千円

無形固定資産 112,016千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自 2021年 1月 1日 至 2021年 6月30日）

*1 減価償却実施額

有形固定資産 20,592千円

無形固定資産 4,458千円

*2 営業外収益のうち主要なもの

役員賞与引当金戻入額 17,999千円

従業員賞与引当金戻入額 72,883千円

*3 営業外費用のうち主要なもの

為替差損 9,266千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2021年 1月 1日 至 2021年 6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	800,000	333円33銭	2020年12月31日	2021年3月26日

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 2021年 1月 1日 至 2021年 6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	9,699,764	9,699,764	-
(2) 未収委託者報酬	1,489,124	1,489,124	-
(3) 未収運用受託報酬	667,712	667,712	-
(4) 未収収益	470,700	470,700	-
資産計	12,327,299	12,327,299	-
(1) 未払手数料	765,149	765,149	-
負債計	765,149	765,149	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウェア）社の株式です。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	75,727

（注3）金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（2021年 6月30日）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 75,727千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

（単位：千円）

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差額
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	2,100	2,616	516
	小計	2,100	2,616	516
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		2,100	2,616	516

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末（2021年 6月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 2021年 1月 1日 至 2021年 6月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	109,076千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
時の経過による調整額	593千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円
当中間会計期間末残高	<u>109,669千円</u>

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当中間会計期間（自 2021年 1月 1日 至 2021年 6月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

当中間会計期間（自 2021年 1月 1日 至 2021年 6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	フランス	その他	合計
3,790,779	670,423	614,561	47,868	5,123,631

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当中間会計期間（自 2021年 1月 1日 至 2021年 6月30日）

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

当中間会計期間（自 2021年 1月 1日 至 2021年 6月30日）

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

当中間会計期間（自 2021年 1月 1日 至 2021年 6月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自 2021年 1月 1日 至 2021年 6月30日）

1株当たり純資産額	4,347円75銭
1株当たり中間純利益	149円75銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益	359,412千円
普通株主に帰属しない金額	-千円
普通株式に係る中間純利益	359,412千円
期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資 本 金 の 額 (2021年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資 本 金 の 額 (2021年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社関西西みらい銀行	38,971百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・資本金の額 51,000百万円（2021年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再委託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

2021年2月19日 有価証券報告書、有価証券届出書

2021年8月19日 半期報告書、有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

2021年3月1日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項

付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年12月22日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・JPX日経400オープンの2020年11月20日から2021年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・JPX日経400オープンの2021年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見

を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １． 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年9月1日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １． 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。